

## 外貨預金共通規定

### 1. (外貨預金取引)

(1) 次の各取引（以下「外貨預金取引」といいます。）は、外貨預金共通規定により取扱います。

- ①外貨普通預金
- ②外貨普通預金（通帳省略口）
- ③外貨定期預金
- ④自動継続外貨定期預金

(2) 外貨預金取引は、この外貨預金共通規定のほか、当該各取引の規定により取扱います。

### 2. (外貨預金の取扱い)

(1) 外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ、払戻し、継続、利息支払等にかかる一切の取扱いは、すべて株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）所定の手続きによります。

(2) 当行は営業日であっても、本邦外国為替市場が閉鎖日には、外貨預金の取扱いは行わないものとしします。

(3) 外貨預金は外貨現金による預入れまたは払戻しはできません。

### 3. (預金の払戻し)

現金による預金の払戻し依頼については、当行所定の換算相場により換算した当該外貨金額相当の円貨をもって支払います。

### 4. (変更・取消)

(1) 外貨預金の預入れまたは払戻しにかかる取引日、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件について、預金者と当行が合意した後は、その取引実行の前後を問わずその取引条件の変更または取消はできません。

(2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて、変更または取消に応じる場合には、預金者はこれにより生じる一切の手数料、費用、清算金を、当行に支払うものとしします。

### 5. (適用外国為替相場による換算)

外貨預金の預入れまたは払戻しの際、当該預金の通貨以外の通貨との換算を行う場合には、当行所定の外国為替相場を適用するものとしします。

### 6. (手数料)

外貨預金の預入れまたは払戻しについては、当行所定の取扱手数料をいただきます。

### 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳（または証書）や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって口座開設店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 通帳（または証書）または印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳の再発行に対して当行所定の手数料をいただきます。

#### 8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 10. (譲渡、質入れ禁止)

- (1) 外貨預金、預金契約上の地位その他外貨預金取引にかかるいっさいの権利および通帳（または証書）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

預金口座は、預金者または預金者が法人である場合には当該法人の役員等が、第12条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行は取引をお断りするものとします。

#### 12. (取引の停止、解約)

- (1) 預金者または預金者が法人である場合には当該法人の役員等が、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、預金者と取引を継続することが不適切である場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金口座開設申込時、または各種取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をも

- ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③. 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他上記A. からD. に準ずる行為
- (2)前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止され、その解除を求める場合には、通帳（または証書）および届出の印章を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 13.（準拠法、裁判管轄権）
- (1)外貨預金取引については日本における「外国為替及び外国貿易法」ならびにこれらの法律の規定に基づく「関係諸法規」が適用されます。
- (2)外貨預金取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店または口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- 14.（規定の改訂）
- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2021年10月1日現在)